

# あなたの国民年金

## パート2

## 老齢基礎年金の年金額

### 老齢基礎年金

25年の受給資格期間がある人が原則として65歳に達すると受けられます。

#### 受給資格期間とは次の期間です (合算でも)

- ①国民年金の保険料を納めた期間  
(保険料免除期間も含む)。
- ②昭和36年以後の被用者年金(厚生年金など)の被保険者期間。
- ③任意加入できたが、しなかった期間(いわゆる「カラ期間」)。

**カラ期間** 受給資格期間に入れられますが、年金額の計算の基礎にはなりません。

昭和36年以後で、次の期間。

- ①サラリーマンや公務員などの配偶者、学生、任意加入できたがしなかった期間。
- ②20歳～60歳の間で海外に住んでいた期間。
- ③厚生年金の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限る)

**お知らせ** 5月は国民年金の現況届の提出時期です。旧法による障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金受給権者の皆さん、引き続き年金を受けるための大切な手続きです。5月31日までに役場年金係へ提出してください。

お問い合わせは  
役場住民福祉課年金係 ☎84-1211へ

年額62万7,200円 (月額5万2,267円)  
昭和63年度価格



これは、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料の滞納がない場合で、未納期間があると、それに応じて減額となります。

#### 物価が上がれば、年金額も上がります。

物価が上がると年金額も自動的に上がる「物価スライド制」で、年金の価値は将来も一定の水準が維持されるようになっています。

#### くりあげ受給をするときの注意

老齢基礎年金の請求は、原則として65歳からですが、本人が希望すれば60歳から支給の繰上を請求することができます。

60歳で年金を受給すると次のような不利な面がありますのでご承知ください。

1. 障害になり、程度が重くても障害年金は受けられません。
2. 一定の割合で年金額が減額され65歳になっても支給額は変わりません。

※ 65歳から受けられる年金額に対しての割合

- 60歳で支給を希望された場合58パーセント支給
- 61歳で支給を希望された場合65パーセント支給
- 62歳で支給を希望された場合72パーセント支給
- 63歳で支給を希望された場合80パーセント支給
- 64歳で支給を希望された場合89パーセント支給

### 子どもらと深めよう ふれあい語りあい

五月五日の「こどもの日」から一週間は『児童福祉週間』です。今年の標語は「子どもらと深めよう ふれあい語りあい」です。子供たちをとりまく環境はとても複雑ですが、次代を担う子供たちを、心身ともに健やかに育てることは、わたしたち大人一人ひとりに与えられた責務です。各ご家庭でも、親としてわが子をどのように理解し、何をどのように語りかけていくべきかについて、もう一度、児童福祉の理念を思い起こして考えてみたいものです。

